

第 22 回 青森県環境審議会

日時：平成 27 年 2 月 13 日（金）

午後 1 時 30 分～午後 4 時

場所：青森国際ホテル 2 階「春秋の間」

（司会）

第 22 回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、林環境生活部長から挨拶申し上げます。

（林部長）

環境生活部長の林でございます。

委員の皆様方には大変お忙しい中、そしてまた今日、こうした大変天候の悪い中を御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。そしてまた、委員の皆様には、常日頃から環境行政をはじめとして県政各般にわたりまして格別の御理解と御協力をいただいておりますこと、ここに改めまして御礼を申し上げるしだいでございます。

さて、県におきましては、毎年度、環境白書を公表させていただいております。平成 26 年版の環境白書は昨年 11 月に公表させていただいたところでございますけれども、この 26 年版の環境白書の中で若干特徴的な点を申し上げさせていただきますと、まず本県の水、大気環境につきましては、一部に環境基準の超過が見られますものの、概ね良好な状態で推移しているところでございます。この一方でゴミの減量や循環資源の再使用、あるいは再生利用を一層進めますとともに、地球規模での気候変動の原因とされます二酸化炭素などの排出を抑制し、環境への負荷をいかに軽減していくかという課題がございます。そしてまた世界遺産登録、20 年の節目を迎えました白神山地など本県の貴重な資源を保全し、適正に活用していくことが求められているところでございます。

こういったことなどを踏まえながら、本県がめざします自然との共生、低炭素、循環による持続可能な地域社会の形成に向けまして、今後とも県民の皆様とともに各種の施策を展開してまいりたいと考えているところでございますので、委員の皆様には、こうした面につきましても御協力をお願いするしだいでございます。

さて、本日のこの審議会でございますけれども、案件といたしまして、水質の測定に関する計画（案）2 件、そして鳥獣保護管理に係る計画案 2 件の諮問案件につきまして御審議をいただいた後に、青森・岩手の県境不法投棄事案について御報告をさせていただくこととしてございます。

委員の皆様には忌憚のない御意見、御提言を賜われますようお願い申し上げます、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

続きまして、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例によりまして委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数 33 名中 22 名の委員に御出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、出席者につきましてはお手元に配布している名簿を御覧ください。その中、29 番の前田委員につきましては、都合によりまして本日は欠席ということで連絡いただいていることを付け加えさせていただきます。あと、中田委員につきましては、交通機関の都合で若干遅れるという連絡をいただいているということも御報告申し上げます。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては熊谷会長にお願いしたいと思っております。

熊谷会長、よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

はい、分かりました。それでは次第に従いまして会議を進めたいと思っておりますので、会議の進行に御協力をお願いしたいと思います。

はじめに議事録の署名者を指名させていただきます。今回の署名者は鳴海委員と溝江委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしくお願いいたします。

次に本日の諮問案件についてですが、皆様のお手元に諮問書の写しが配布されていると思います。御覧いただきたいと思っております。原書は私が持っております。

本日の審議案件は、「平成 27 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について、他 3 件の諮問を受けております。

それでは諮問案件①の「平成 27 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)」について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

(事務局)

環境保全課長の鳥谷部と申します。よろしくお願い致します。

まずは、県では水質の汚濁の防止を図り、もって県民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とし、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づきまして、毎年度公共水域及び地下水の水質の測定に関する計画を策定しており、国土交通省、それから県、青森市、八戸市の各機関がこの計画に基づいて水質の測定を実施し、県内の水質の汚濁の状況を常時監視しているところでございます。

それでは諮問案件①の「平成 27 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」について御説明いたします。本日諮問いたしますのは、お手元の資料 1－1 の測定計画（案）になります。

最初に資料 1－2 に基づいて、これまでの測定結果の概要について御報告した後、諮問案件の資料 1－1 の平成 27 年度の測定計画（案）について、資料 1－3 により御説明したいと思います。

それでは資料 1－2 の 1 ページを御覧ください。

平成 25 年度公共用水域の水質の状況について、1 の概況のところですが、総体的に見て概ね良好な状況にあり、近年はほぼ横ばいで推移しております。

2 の人の健康の保護に関する環境基準の達成状況についてですが、46 河川、5 湖沼、3 海域で延べ 1,819 項目の測定を行った結果、むつ市の正津川で砒素が環境基準値を超過した以外、全て環境基準値を下回っております。なお、正津川につきましては、砒素を含む温泉の湧出に由来する自然要因によるものと考えております。

次に 3 の生活環境の保全に関する環境基準の達成状況についてですが、63 河川、7 湖沼、8 海域で延べ 7,499 項目の測定を行った結果、環境基準の類型指定をしている 87 水域のうち 74 水域で環境基準を達成しており、その達成率は全体で 85.1% でした。

2 ページを御覧ください。

表 1 は環境基準達成状況でございます。御覧のとおりとなっております。

次の表 2 は、平成 25 年度に環境基準を達成しなかった水域を記載しております。河川では 4 水域、湖沼では 3 水域、海域では 6 水域の、計 13 水域で環境基準を達成できませんでした。

次に 4 の要監視項目の水質測定結果についてですが、平成 25 年度はフタル酸ジエチルヘキシル及びアンチモンの 2 項目について、19 河川で延べ 38 項目の測定を行った結果、全て指針値を下回っています。

飛びまして、4 ページの図の 1 から 4 に環境基準達成率の経年変化を折れ線グラフで示しております。3 つ目の湖沼を除き、近年はほぼ横ばいとなっております。

以上が公共用水域の状況の概要でございます。

この水質の状況を踏まえて、諮問案件である資料 1－1 の平成 27 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）を作成しております。この資料 1－1 について、資料 1－3 に基づいて御説明いたします。

資料 1－3 の 1 ページを御覧ください。

2 の測定計画作成に係る考え方についてですが、資料 1－1 の測定計画の作成にあたっては、国土交通省、青森市及び八戸市から提出された計画案を県が取りまとめております。

次に 3 の平成 27 年度計画（案）の概要でございます。表 1 を御覧ください。平成 27 年度は 26 年度と同様に、78 水域、195 地点で、延べ 11,994 項目の測定を予定しております。

2 ページを御覧ください。

前年度との主な変更点ですが、表2を御覧ください。延べ測定項目数につきましては、健康項目が前年度から増加しております。その理由は、①のところに掲げておりますが、隔年で実施している項目数が、表3にありますように3項目から4項目に増えていること、それから②にございますが、青森市の堤川下湯ダム下地点における砒素の測定回数を1回から4回に見直したことによるものでございます。

なお、測定項目につきましてはローテーションで項目を選定しております①の健康項目及び③の要監視項目が前年度と変更になります。

以上が諮問案件であります資料1-1の平成27年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）についての説明となります。

なお、諮問案件に関しまして佐藤久美子委員、それから鈴木拓也委員、及び糠塚いそし委員から事前に御質問がございましたので、それにつきましては資料1-4につきまして担当GMから説明させます。

（事務局）

環境保全課の野澤と申します。座ったままで御説明をさせていただきます。

資料1-2についてです、公共用水域の水質の状況についてです。1つ目の御質問ですが、P.2、P.4につきまして、佐藤久美子委員から御質問がありました。御質問の内容ですが、「表1、表2、図3を見ると、湖沼については近年、浅瀬石川ダム貯水池だけは基準を達成してきたものが、平成25年度はそこすら達成できず達成率が0%となった。平成24年度までに比べ、ダムサイトのCOD値が急激に悪化したのか、それとも、今までも基準値ギリギリの値だったのかを教えてほしい。また、図4を見ると、長期的には少しずつ海域の水質も悪化しているように見える。これら湖沼・海域の測定結果を受けて、水質の改善施策を行っているなら教えてほしい。」との御質問です。

またP.2について、鈴木委員から「湖沼のCODが基準値を上回った要因及び今後の方策についても説明をお願いします。」との御意見がありました。

まず1つ目、湖沼についてですけれども、平成25年度における浅瀬石川ダム貯水池のCOD75%値は3.3mg/Lであり、環境基準値を0.3mg/L超過しました。平成23年度のCOD値は2.6mg/L、平成24年度のCODは3.0mg/Lであり、僅かなCOD濃度の上昇が見られています。ただし、平成25年度は例年に比べますと浮遊物質量SSの値も高く、水質測定を行っております国土交通省によりますと、平成25年度の環境基準非達成の要因としては、天候不順による貯水池の濁水長期化による影響など、一時的な要因も考えられることから、今後の推移を見ていく、とのことでした。

なお、同事務所では、流域の関係機関からなる連絡協議会を設置しておりまして、水質保全対策に係る各種施策を推進しております。

十和田湖の水質につきましては、過去に悪化していた傾向の時期がありましたけれども、近年は横ばいで推移しております。県では平成13年度に秋田県と共同で「十和田湖水質・

生態系改善行動指針」を策定しております、普及啓発等各種取組を進めております。今後も継続していくこととしております。

小川原湖につきましては、近年、水質悪化の傾向が見られておりますが、水質測定を行っております国土交通省によりますと、その要因としましては湖内への海水侵入量の増加により、下層の塩水層に含まれる栄養塩が上層の淡水層へ供給され、植物プランクトンが増加し、アオコの発生やCODの上昇につながっていると考えられる、とのことです。

このため、同事務所では、流域市町村や関係機関からなる協議会を設置し、「小川原湖水環境改善計画」を策定して、植物による湖水浄化等の事業や普及啓発等、各種取組を推進しております。

また、県では流域からの汚濁負荷低減に向けた取組を推進していくことを検討しております。

次に海域についてですけれども、海域における環境基準非達成の要因としましては、主に河川を介した生活排水、事業場排水等による汚濁負荷の流入による影響が考えられますことから、県では、生活排水対策の普及啓発や事業場排水に対する監視指導、合併処理浄化槽の整備促進等の取組について、引き続き関係機関と連携して推進していくこととしております。

2 ページ目を御覧ください。

次に、資料 1 - 3、平成 27 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について、ですけれども、P.2 について、糠塚委員から御質問がありました。「青森市の堤川下湯ダム下地点で砒素濃度が上昇した原因は明らかになっているのでしょうか。」という御質問です。

これにつきましては、水質測定をしております青森市によりますと、堤川は八甲田山を流れるいくつかの支流が下湯ダム流入前、あるいはダムで合流し、流下していますが、八甲田山の支流には高濃度の砒素を含む温泉が流入していることから、砒素濃度の超過は、砒素を含む温泉の流入による自然要因である。」とのことです。「平成 25 年度に堤川浄水場が実施した水質検査におきましても、ダムに入ります地獄湯ノ沢、あるいは酸ヶ湯沢地点における砒素濃度は高い値が検出されている。」とのことです。

なお、平成 26 年 6 月に環境基準値を超過したことを受けまして、青森市では追加で 8 月、11 月と砒素濃度の測定を行っておりますが、この測定では「環境基準値を下回っていた」

とのことです。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今、皆様へ事前に照会しておりました質疑等に対する回答も含めて説明をいただきましたけれども、その他に特段の意見とか質問等はございませんでしょうか。

まず質問された委員、佐藤委員とか鈴木委員、糠塚委員、この回答で大体よろしいでし

ようか。

(糠塚委員)

どうもありがとうございました。青森市の方で調査回数を増やしているということで、特に問題はないと思うんですけども。

自然要因というのは、もうちょっと細かく要因を考えてもらった方がいいのではないかなと思います。これは常時おそらく流入しているのではなくて、何かの影響で、例えば大雨があったとか、あるいは温泉の湧水量が変わったとか、そういうような突発的な事象で変わったと思うんですけども、そういうことがあれば、また砒素濃度が上がるおそれがあるわけですから、もう少し、自然要因でもどういう要因なのかということを知るように、天候調査とか、そういうことと併せてやってもらえれば、雨量調査とか、そういうことを考えてもらえればいいんじゃないかなと思います。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

佐藤委員はいいですか。鈴木先生もよろしいですか。

大体、このようなことでコツコツとやって、極端な値が出た時には、今までも青森県さんもやっています。

どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

糠塚委員に対する回答で、「地獄湯ノ沢及び酸ヶ湯沢地点で高い値を検出した。」というように書かれています。何か八甲田山、山が膨張してきたとか、そういうニュースもありますので、その辺との関係というのは何かあるのでしょうか。

(熊谷会長)

どうでしょう。

(事務局)

青森市さん、何かありますか。そこで答えられるような事象を掴んでいますか。

(青森市)

青森市環境政策課の相馬です。

八甲田山の地質というか地殻変動で、という可能性は否定できないところではありますけれども、それと今の砒素の濃度とどれだけ関連しているかということについての詳細については、ちょっとこちらでも捉えきれてないですね。

ただ、この質問の回答にも書いておりますけれども、堤川浄水場で、実際に下湯ダム下、大体同じような地点のところで調査はしているんですけれども、その結果からも環境基準超過まではいかないですけれども高い濃度というのが検出されている時期もございますので、それで青森市の測定回数、年1回というところで常時監視の体制としてうまく高い濃度の値を拾えてなかったのでは、というのが近い見解かなとこちらでは認識しております。

来年度については、回数1回というところから4回、なるべく季節の変動だとか、先ほどのような気象条件等で変化するのであればその変化というのを捉えながら常時監視の体制をちょっと強化しまして、今後、注視していきたいと考えております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか、佐藤さん。

(佐藤(巧)委員)

はい。砒素といえば、これにもありますが正津川とか火山、温泉に関係してきますので、急に出てきたというのであれば、何か若干八甲田のあたりで異常が出てきたのかなという単純な思いでございます。

よろしいです。

(熊谷会長)

ありがとうございます。今後とも継続して計測をお願いしたいと思いますけれども。

どうぞ。

(藤委員)

すいません、先ほどの佐藤委員の質問に対する回答で、海域に対する御回答を県からいただきまして、その内容の確認ですけれども。

これは海域の水質、達成率が下がっているということは、河川の達成率がもう下がっているからと、そういう考え方でよろしいんですね。資料1-2の2ページの表1の達成率のところを見ると、河川の環境基準達成率が98から92に落ちていると。それに伴って海域の達成率が89から78ぐらいまで落ちていると。そういう理解でよろしいんですね。

(事務局)

海域の環境基準非達成の地点というのは、確かに河川の河口の沖というところで非達成という場所が多いんですけれども、そういう地点がちょっと多くなって平成25年度、海域の達成率がちょっと悪くなったかと思うんですけれども。

河川についても海域と同じように達成率が低くなってきているというふうには、ちょっとまだ言えないかと思うんですよね。

ですから、海域の直上の河川が悪くなった、地点の値が悪くなったから海域が悪くなったということではなくて、天候とかいろいろな影響があって、河川と密接にリンクしてこうなったとか、そこまでは現時点では言えないかと思っています。確かに河川の影響はあるかと思っています。

(藤委員)

ありがとうございます。

(熊谷会長)

他にはございませんか。

他に御意見などが無いようですので、これで当該諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思います。

諮問案件の公共用水域の水質の測定に関する計画ということで、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異義が無いようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認めて答申したいと思います。

続きましては諮問案件2の、今度は地下水の方です。地下水の水質の測定に関する計画について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(事務局)

それでは諮問案件②の平成27年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について御説明いたします。

本日、諮問いたしますのは、お手元の資料2-1の測定計画(案)になります。最初に資料2-2に基づいて、これまでの測定結果の概要について御報告した後に、諮問案件の資料2-1の平成27年度の測定計画(案)について、資料2-3により御説明いたしたいと思います。

それでは資料2-2の1ページを御覧ください。

1の地下水の水質監視のところですが、地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域を対象に継続的に監視しております。

2の調査実施状況ですが、県内全市町村を対象に概況調査を行っており、表1にありますように、これまでに延べ1,354本の井戸について実施してきたところでございます。過去の概況調査において環境基準項目が検出された井戸については、汚染井戸周辺地区調査により汚染範囲を確認した後、定点を設けて経年変化を把握するために継続監視調査を実施しているところでございます。

2ページを御覧ください。

3の平成26年度の調査結果、速報値でございます。(1)の概況調査についてですが、5市6町1村の19本の井戸について調査を実施しました。検出状況を表2に示しておりますが、鉛が3本、砒素が4本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1本、ふっ素が2本の井戸から検出されております。

次に(2)汚染井戸周辺地区調査についてですが、3市1町1村の9地区、37本の井戸について調査を実施しております。その検出状況を表3に示しております。環境基準項目が検出された井戸は、鉛が6本、砒素が13本、それから硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が8本でございます。

3ページを御覧ください。

継続監視調査の結果ですが、8市12町の58地区、106本の井戸を調査したところ、環境基準項目が検出された井戸は98本であり、うち51本の井戸で環境基準値を超過しております。

そのページの3)「八戸城下地区」とありますが、「八戸市城下地区」にご訂正いただきたいと思っております。

4ページと5ページに、過去の調査において環境基準値を超過した主な地区について経年変化の図を載せてございます。まず4ページですけれども、このうち平成26年度に環境基準値を超過したのは、弘前市土手町地区のテトラクロロエチレン、それから5ページになりますけれども八戸市城下地区の塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、それから八戸市大久保地区の四塩化炭素でございます。

以上が地下水の水質の状況の概要でございます。

この水質の状況を踏まえまして、諮問案件である資料2-1の平成27年度地下水の水質の測定に関する計画(案)を作成してございます。この資料2-1について、資料2-3に基づいて御説明いたします。

資料2-3の1ページを御覧ください。2の測定計画作成に係る考え方についてですが、資料2-1の測定計画の作成にあたっては、青森市及び八戸市から提出された計画案を県が取りまとめております。

次に3の平成27年度計画(案)の概要でございます。表1を御覧ください。平成27年度は概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査について、合計で185地点での調査を予定しております。

(1)の概況調査については、全市町村を対象とし、県内を6ブロックに分け、各ブロックから地点を選定しております。平成27年度は3市7町2村の19地区、19本の井戸について環境基準項目の全項目について測定することとしております。

(2)の汚染井戸周辺地区調査については、平成27年度は4市1町1村の9地区、67本の井戸について調査を行うこととしておまして、2ページの表3にその概要を示して

おります。測定項目は過去の概況調査等において各地区で検出された鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素を対象としております。

次に（３）の継続監視調査についてですが、８市１１町１村の５５地区、９９本の井戸について調査を行うこととしております。平成２６年度計画からの変更内容としては、汚染井戸周辺地区調査結果に基づきまして、２つ目の丸にありますように、３地区９地点を新たに継続監視調査の対象とします。また、井戸が廃止されたり採水が困難となった井戸の調査を終了することとした他、４つ目の丸にありますように、合計で１１地区、１４地点については３年連続で環境基準値の概ね９割を超えないことが確認された項目の調査を終了することといたしております。

３ページを御覧ください。

（４）の測定回数は、各調査において年１回とし、測定項目につきましては表４のとおりとなっております。

以上が諮問案件であります資料２－１の平成２７年度地下水の水質の測定計画（案）についての説明となります。

なお、先ほどと同じように、諮問案件につきましては佐藤久美子委員、鈴木拓也委員、糠塚いそし委員から事前に御質問をいただいておりますので、それにつきまして資料２－４により担当GMから説明させます。

（事務局）

それでは資料２－４について御説明します。

資料２－２につきまして御質問がありました。まず１つ目ですけれども３ページ、佐藤久美子委員からです。

「３ページの２）八戸市尻内地区及び４）三沢市幸町地区で水質が改善した理由は何か。」とのことです。

八戸市尻内地区は八戸市が、三沢市幸町地区は県が測定しておりますが、両井戸とも浄化対策等を特に実施したのではなく、一時的に低濃度の結果となった可能性が考えられることから、今後も継続的に調査を実施し、水質の状況を監視していくこととしております。

２つ目の御質問ですが、３ページ、５ページについてです。佐藤久美子委員、鈴木委員、糠塚委員から、いずれも御質問の内容は「八戸市城下地区について、1,2-ジクロロエチレン他の濃度が増加傾向となっているが、原因は何か、また対策はどのようになるのか。」とのことです。

水質測定を実施しております八戸市によりますと、「1,2-ジクロロエチレンはトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンの分解生生物として増加したと推測され、テトラクロロエチレンの増加については地下水揚水量の減少が一要因と考えられる」とのことです。

過去の調査で汚染原因事業者を特定しております、当該事業者は平成８年に原因とな

った物質の使用を中止しております。対策としまして、事業者が平成14年に汚染土壌の掘削作業を行い、その結果、平成15年に行った調査では環境基準を達成しておりますが、16年以降の調査では環境基準を超過しております。

八戸市では、「さらなる対策の実施について事業者と協議を継続している」とのことです。
2ページ目を御覧ください。

3つ目は御意見になりますが、4ページについてです。佐藤久美子委員からの御意見です。「4ページの1）弘前市土手町地区のグラフは、環境基準値を超えているのか、それともギリギリ超えていないのか分からない」と、図のスケールが分かりにくいというような御意見をいただきました。

いただいた御意見に基づき、弘前市土手町地区と八戸市城下地区の経年変化についてここに示しているとおりに図を添付しました。ここににつきましては、また次年度以降、分かるようにしたいと考えております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

今までは委員の質疑等に対する回答も含めて説明をいただきましたけれども、その他の意見とか質問等はございませんでしょうか。

どうぞ。

(鮎川委員)

委員からの質問と回答の3ページ、5ページで出た八戸市城下の1,2-ジクロロエチレン等についてですけれども、配られております資料2-2の一番最後のグラフを見てみますと、平成14年に汚染土壌の掘削作業を行った直後の、カラーのグラフです、その直後の平成15年には急激に下がっているんですけども、また16年には上がって、それで昨年も環境基準値をオーバーしているということですから、対策が不十分だったというふうに考えられると思うんですけども。

その辺の事業者への指導というのはどうなっているのか、八戸市の方かどなたか、お詳しい方に教えていただきたいと思いますが。

(八戸市)

八戸市環境保全課の澤山でございます。

業者の方に聴いて、過去のことをいろいろお聴きしたんですが、その当時はまず県、市の指導の下、いろいろ汚染されていると思われる土壌をまず掘削除去したとのことでしたが、やはりまだ完全にその周辺を取り切れてなかったのかなと。今にすればそうじゃないかなという事業者のお話でございました。

このことについて、また引き続き除去等をお願いしているところなんです、なかなか事業者の操業状態等が、なかなかそこまで手が回らないような状況だと伺っております。

そのことについて、毎年のようなんですが、まず事業者においてできる範囲のところをまず除去とか、地下水の汲み上げ量の増加も含めてなんですが、そのことをお願いしているところなんです、まず今年度夏の間、除去、掘ってみたところなんです、どうも地下水が高くて、50cmも掘ったら水が湧くという状況にありまして、除去できる状況じゃなかったということで、まず昨年度も同様なんです、そういうことがあって、実際に対策はとれてなかったということです。

これについて、今後ともいろいろ天候にもよりますけれども状況を見ながらできることを事業者さんには考えられるところの土壌、汚染されているようなところを調査して除去をお願いしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(鮎川委員)

ぜひ、引き続き八戸市から強く指導していただくようお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

(熊谷会長)

他に意見、ございませんか。

どうぞ。

(藤委員)

すいません、今の質疑をお伺いしていて、ちょっと教えていただきたいんですけども。

基準値が0.04で、超過している数値が0.7ということは、これ、どういうふう理解すればいいのでしょうか。これって、どの程度深刻なのか教えていただきたいと思うんですけども。

(熊谷会長)

一番大事なところだと思います。よろしく。

(藤委員)

考え方が、指導の仕方も、超過していてどれぐらい環境に影響があるのかによって変わ

ってくると思います。先送りにしていいものかどうか、理解できない。

(事務局)

値が高くなってきているんですけども、先ほどもちょっと御説明しましたけれども、元の物質が分解する過程でこれが出てきますので、一方では分解している物質もあるということで、ちょっとトータルでここの物質全体を見ていく必要があるのかなとは思っております。

ただ、量とすれば、濃度的には確かに環境基準は超えているんですけども、非常に低いレベルではあるわけです。ただ、分解する過程では一方で減るものがあるって、一方では濃度上昇しているということで、ただ濃度上昇しているものがあるって、やっぱりそこについてはいけないので、事業者を指導して対策を講ずるように継続して指導していくということになるかと思えます。

(熊谷会長)

いいですか、なかなか市の方も一生懸命お願いをしているとか指導をしているという形くらいで、強制的に何かをやれという数値ではないという形ですね。

(事務局)

実際、飲用している井戸ではなくて、この周辺も出ている井戸はありませんので、飲用に使用していないということで健康影響等は考えられる状況にはないです。

(熊谷会長)

今日の諮問案件は継続項目とか回数がこれでいいかという話ではあるけれども、毎回、審議会では少しオーバーしたやつをどうしたらいいんだという話は、やっぱり意見としてはぜひ、先ほどの自然由来もそうですから、やっぱり放置していいものではないけれども、まあ自然由来は今のところ全くおとがめなしというか。おとがめする人はいませんけれどもね、自然由来は。こっちは少しは今みたいに、事業者さんがあることはあるんですけども、やっぱりお願いをするしかないルールになっているというあたりも、微妙なところかもしれませんけれども。

まあ、今日の報告でやるやつみたいに、後で出てくる県境不法投棄みたいなやつだともういろんなルールを総動員できるんですけども、という形かなと思います。

じゃあ他の意見、ございませんでしょうか。

特段のといいますか、他に意見がないようなので、当該諮問案件、②の質疑を終わらせていただきたいと思えますけれども。諮問案件②の平成27年度地下水の水質の測定に関する計画(案)については、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きましては諮問案件③の「第 11 次鳥獣保護事業計画」変更案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料 3-1 を御覧ください。当該計画は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる鳥獣保護法の第 4 条の規定に基づき都道府県知事が策定するものであります。同法第 4 条には、都道府県知事は基本方針、これは同法第 3 条において環境大臣が定めるものとされておりましても、この基本指針に則して当該都道府県が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとするとしておきまして、第 2 項におきまして、鳥獣保護事業計画においては次に掲げる事項を定めるものとするとして、1 の鳥獣保護事業計画の計画期間、2 の鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区に関する事項から 8 の鳥獣保護事業の実施体制に関する事項まで、定める事項も規定されております。

この第 11 次鳥獣保護事業計画は、法律及び環境大臣が定める基本指針に従って策定しているものであり、名称は「計画」となっておりますが、これは各都道府県において鳥獣保護管理に係る業務や事務を進めるにあたっての「進め方」、これをまとめたものとなっております。

現在は平成 24 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 5 カ年間の計画期間とする第 11 次鳥獣保護事業計画の期間中でございます。

ここで計画期間を 5 年間としているのは、この元になります国の指針が 5 年ごとに見直されておりますので、それを受けて県が定めるこの計画も 5 年ごとに見直しをしております。

今回の計画の変更は、この計画期間中であります当該計画の中身自体を見直したのではなく、その基となっております法律が改正され、環境大臣が定める基本指針が変更されたことから、それに伴い用語、言葉遣いや新たな規定を法律及び指針に沿って書き換えたものでございます。

計画の主な変更点を御説明する前に、まず法律の改正内容について資料 3-3 を用いて御説明をいたします。

まず 1 ページ目といたしまして、ニホンジカやイノシシなどによる自然生態系への影響や農林水産業被害が深刻化しており、一方で鳥獣捕獲の担い手となっております狩猟者の減少・高齢化などの社会状況に対応するため鳥獣保護法が改正され、平成 27 年 5 月 29 日から施行されることとなりました。

2 ページを御覧ください。

改正点といたしまして、まず法律名に、これまでの「保護」に加えて「管理」という言葉が追加されました。用語の定義として、「保護」とは、その生息数を適正な水準に増加させ、もしくはその生息地を適正な範囲に拡大させること、またはその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持することとされ、「管理」とは、その生息数を適正な水準に減少させ、

またはその生息地を適正な範囲に減少させること、とされております。「管理」という概念が新しく加わったことによりまして、その下の施策体系の中で知事が定めることとなっている「鳥獣保護事業計画」が「鳥獣保護管理事業計画」に名称変更となり、特定鳥獣保護管理計画が保護を目的とした「第一種特定鳥獣保護計画」と、管理を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画」に区分されることになりました。

3ページを御覧ください。

法律改正に伴い本県に関わるものといたしましては、この第11次鳥獣保護事業計画が鳥獣保護管理事業計画に、今回、諮問案件の4番で御審議いただきます下北半島ニホンザルに関して策定している第3次特定鳥獣保護管理計画が第二種特定鳥獣管理計画（下北半島ニホンザル）に変更となります。

この他の改正点といたしましては、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして、ニホンジカ及びイノシシを指定管理鳥獣に指定し、捕獲に関する特例を設けるとともに、都道府県においてはニホンジカ及びイノシシに関する第二種特定鳥獣管理計画と、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定し、これに基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することができるようになりました。なお、国は交付金制度により、そのための費用の2分の1を負担することとなっております。

4ページを御覧ください。

新たな鳥獣捕獲の担い手として、認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入され、一定の基準を満たした捕獲事業の実施者を知事が鳥獣捕獲事業者として認定する制度が導入されました。また、住宅集合地域等における麻醉銃の許可や狩猟免許の中の網と罾の免許の取得年齢の18歳への引き下げなどが主な改正項目となっております。

次に、法律の改正を受けた第11次鳥獣保護事業計画の主な変更点について御説明いたします。資料の3-1にお戻りください。

主な変更点といたしましては、(1)として、まず法律における名称が変わったことによりまして計画の名称をこれまでの「第11次鳥獣保護事業計画」から「第11次鳥獣保護管理事業計画」に改めました。

(2)といたしまして、法律において、鳥獣の生息数を適正な水準に増加させることを「保護」、生息数を適正な水準に減少させることを「管理」と定義されたことに伴い、用語等の使い方、表現を整理しております。

(3)といたしまして、特定計画の整理として、従来の特定制鳥獣保護管理計画が保護すべき第一種特定鳥獣を対象とした「第一種特定鳥獣保護計画」と管理すべき第二種特定鳥獣を対象とした「第二種特定鳥獣管理計画」とに区分されたことから、これら計画に関する記述の追加、修正等を行っております。

(4)として、法律において新たに追加された施策であります「認定鳥獣捕獲等事業者」「指定管理鳥獣」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「住宅集合地域等における麻醉銃」に関する記述を追加しております。

(5) その他として、これまでの「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改めております。

計画期間は現行どおりとして、法改正の施行日であります5月29日をもって計画を変更するという形を採りたいと考えております。

それでは資料3-2を用いて事業計画の内容について御説明をいたします。まず目次の箇所をお開きください。事業計画は法律の定めるところによりまして、第一の計画の期間から第九のその他までの項目となっております。計画書の表紙では計画名称に「管理」を加え、改正法の施行日であります平成27年5月29日をもって変更することとしております。

2ページをお開きください。

法律が改正されたことに伴いまして、希少鳥獣の定義が変更になったことから、5)希少鳥獣生息地の保護区の記述を法律に沿って変更しております。

12ページをお開きください。

第四の鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項において、法律においてニホンジカとイノシシを指定管理鳥獣に指定したことから、(4)に指定管理鳥獣に関する記述を「国が定める指定管理鳥獣とし、その生息状況の把握に努め、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす場合は適正な管理対策を講じる。また、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等実施計画を作成し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。」を追加しております。

13ページでは、許可する場合の基本的な考え方といたしまして、鳥獣の保護を目的とする場合と鳥獣の管理を目的とする場合に分けて記述内容を変更しております。

16ページ、4の鳥獣の保護を目的とする場合においては、第一種特定鳥獣保護管理計画に基づく保護の目的について記述を加えております。

17ページ、5、鳥獣の管理を目的とする場合においては、①の有害鳥獣捕獲の基本的考え方、そして20ページ、④の有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定におきまして、アで「被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれのある場合についても許可すること。」キで「住宅集合地域等における麻醉銃猟」について、そして21ページになりますが、許可対象者としての認定鳥獣捕獲等事業者について、それぞれ法律に基づいて記述内容を置き換え、追加しております。

以上が主な変更点でありまして、これ以外の部分についても法律の改正に沿って用語の置き換えや記述の追加・変更等を行っています。

繰り返しになりますが、今回の第11次鳥獣保護事業計画の変更は、計画期間中でもあり、中身の見直しは行わず、法律の改正及びそれに伴い国が定める基本方針の変更に伴う用語の置き換えや記述の追加・変更を機械的に行ったものであり、本格的な中身の見直しというのは次回、次の計画の時に行うこととしております。

最後に、佐藤委員から事前にお寄せいただいた質問について回答いたします。資料3-

5を御覧ください。

佐藤委員からは、鳥獣保護員、法改正により鳥獣保護管理員となりますが、その人数の確保について御質問をいただきました。これは資料3-2、厚い方の資料の45ページをお開きください。ここに鳥獣保護管理員という項目で記載してございますけれども、「鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての経験及び知識を有し、鳥獣の保護及び管理への熱意を有する人材から任命する。」としており、主な業務といたしましては、鳥獣保護区、休猟区等の立入検査でありますとか店舗、これは鳥を扱っているお店への立入検査、それから狩猟関係法令の違反防止のための指導、パトロール等を行っております。

そういった鳥獣保護管理員の人数確保について御質問をいただきました。まず、鳥獣保護員は鳥獣保護法及び県の規定に基づき、非常勤職員として各地域県民局の地域農林水産部に所属しております。各地域県民局ごとの配置状況については表の下の方に記載しております。

なお、これ以外にも、実は国が定める国設鳥獣保護区というのがございまして、その保護区においても国が国設鳥獣保護区管理員というのを設置しております。

県の委嘱基準では、年齢を75歳未満の者としており、新たに委嘱する場合には各地域県民局において地元市町村長の意見を聴き、適任者を選定しております。本年度は年度途中で2名の欠員が生じたため、この手続に沿って新たに鳥獣保護員を委嘱したところでございます。

「鳥獣保護員は実質的に狩猟者と考えるとよいか。」というお尋ねにつきましては、委嘱の基準では狩猟免許の所有を条件とはしておりません。が、現在、56名の保護員のうち、狩猟免許を持っている人は30名、約54%となっています。鳥獣保護員は、鳥の生態でありますとか、その生息地の状況、山や森に精通し安全にパトロールができることが条件となっておりますことから、46ページにあるような保護及び管理の担い手の育成によって、これら山とか鳥に精通したマンパワーを確保することにつながるものと考えております。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

質問はお一人方でしたけれども、ありがとうございました。委員の事前の質問に対する説明も入れていただきまして、説明をしていただきましたけれども。

その他に意見、御質問とかお願いをしたいと思いますが。

どうぞ。

(針生委員)

国の、いわゆる改定に従った形なので何も申し上げることはないのですが、いわゆる罾猟と、それから囲い網猟ですか、20歳から18歳に引下げるということなんです。実際、

今の若い人が、それで捕った獲物をさばくことができるかどうかなんですよ、問題はね。ただ捕ってぶん投げるんだったら何も意味がないわけで。やはり、魚もさばけないような人がいっぱいいますけれども、鱒ヶ沢のイカ焼き村では、あそこのギャルがみごとな手さばきで魚をさばいていますけれども。さて、ウサギを捕った、何を捕ったと言っても、実際さばけるの。若い人が。血を見ればドキッとするような人ばかりじゃないですか。

だから、国の話は分かるけれども、何だかピンとこないんですよ。私自身、鳥を捕まえるあれは持っていますけれども、できるだけそういうことがないように祈って歩いていますから。単なるこれは、何も言いようがない。ただ一言だけ申し上げました。

(熊谷会長)

ありがとうございます。国の法律に沿ってということだけれども、やっぱり県内の事情に合わせてということは、コメントとしてはぜひ思いのたけを言っていただければと思います。

どうぞ。

(事務局)

この18歳に引下げるということで、県内への直接的な効果としては、下北のサルの捕獲、これは檻で捕獲しているんですが、実際には各市町村が行っております。その捕獲を行うのは役場の職員というか、実際は臨時職員みたいな高校を卒業してすぐの方が現場に出てサルの檻を設置したりとかというのをやれるようになるということがこの法改正に基づく本県への影響なのかなと考えております。

確かに針生委員がおっしゃったように、これで鳥とかを捕るということはあまりなかろうというふうに考えております。

(熊谷会長)

そのように考えているということです。

他に何か意見交換をしていただければと思いますけれども。

(針生委員)

猟友会の会長さんがいるので話しにくいのですが。

だんだん人が少なくなる、これは鳥を見て楽しむ人もそうなんです、返ってうんと若い学生達が増えていることは確かなんです。

有害鳥獣駆除は、いわゆる本当のプロフェッショナルの警察、海上保安庁、自衛隊さん、法律を改正してこちらの方にやってもらうのが一番私はいいかと思います。

以上です。

(熊谷会長)

對馬委員は、何かないですか。特にはございませんか。

(對馬委員)

特にございません。

(熊谷会長)

分かりました。結構範囲の広い青森県なので、いろんな場所、場所によっていろいろなことがあると思います。

県はございませんか。

じゃあ、他に意見等がございませんようですので、これで当該諮問案件についての質疑は終わらせていただきたいと思いますけれども、この諮問案件③の第11次鳥獣保護事業計画変更案について、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。異義がないようですので、当該諮問案件については原案が適当であると認め、答申いたします。

長丁場でございますけれども、続きまして諮問案件④第1次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

それではお手元の資料4-3を用いて御説明いたします。

はじめに、特定鳥獣保護管理制度について、1つ前で説明はいたしましたけれども、改めて確認いたしますと、当該計画は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき策定する計画でございます。著しく増加、または減少した野生鳥獣の個体群を対象に、人と野生鳥獣との間で生じた様々な軋轢の軽減、解消、または長期的な個体群の保護を目的として策定するもので、原則5カ年度の計画となっております。

策定にあたりましては、科学的知見を踏まえつつ、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りながら明確な保護管理目標を設定し、その目標達成のために個体数管理、生活環境管理、被害防除対策等の手段を、多様な事業主体の協力を得て総合的に講じているところでございます。

下北半島に生息するニホンザルは、昭和45年に下北半島のサル及びサル生息北限地として国の天然記念物に指定され、保護が図られてきましたが、近年、サルの生息地に隣接する農地での農産物被害や人家侵入及び器物破損などの生活環境被害が発生するに至ったことから、県では平成16年3月に下北半島ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、現在では第三次計画のもと、関係機関が様々な取組を実施しております。この第三次計画というのは、平成24年4月1日から29年3月31日までを計画期間としております。

また、ニホンザルによる被害が発生しているむつ市、大間町、風間浦村、佐井村の4市

町村では、当該計画に基づき年度別の実施計画を策定し、サルの保護管理対策を実施しています。

しかし、この度、法律の改正により鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律が平成 27 年 5 月 29 日に施行されることに伴う施策体系の整備によりまして、特定鳥獣保護管理計画が生息数が著しく減少、または生息範囲が縮小している鳥獣を対象とする第一種特定鳥獣保護計画か、生息数が著しく増加し、又は生息範囲が拡大している鳥獣を対象とします第二種特定鳥獣管理計画のいずれかに移行することとなりました。

次に、今回諮問いたします第 1 次第二種特定鳥獣管理計画（案）の概要について御説明いたします。

まず策定する計画を第二種特定鳥獣管理計画とする理由について御説明いたします。下北半島のニホンザルは、これまで群れ数及び個体数を増加させており、また現在においても農林業被害や人家侵入により、人との軋轢を生じております。これは資料 4-1 をめくっていただきたいのですが、この下の方に、「下北半島の群れ数の変遷」ということで、2013 年度は群れ数が 66、そして個体数は 2013 年度で 2,061 頭、農作物被害は同じく 300 万ちよつと、というふうになっております。

そのため、現行計画はこういった地域個体群の安定的な維持を図りつつ、個体数調整等により生息数を適正な水準に減少させ、またゾーニングによりまして、サルの排除区域、サル調整区域を設定するなど、生息地を適正な範囲に縮小させることを目的とした計画となっております。

第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣は、生息数の著しい増加、または生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産被害等の人との軋轢が深刻化しており、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点等から、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息数を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとなっておりますので、現行計画はまさにこの第二種特定鳥獣管理計画の趣旨と合致しているというふうに判断したところでございます。

以上を踏まえまして、下北半島のニホンザルに係る特定計画は、第二種特定鳥獣管理計画に移行することといたしたいと考えております。

次に、第二種特定鳥獣管理計画の内容ですが、ただ今、申し上げましたとおり、現行計画と新計画は趣旨が適合しておりますので、新計画の計画内容は法改正に伴う必要最低限の修正を除き、現行計画を踏襲することといたしまして、計画内容の改善、見直しは平成 29 年 4 月から始まります第二次計画の策定時に行うこととしております。

現行計画からの修正点といたしましては、これは資料 4-2、計画本体の部分で、まず名称を特定鳥獣保護管理計画から第二種特定鳥獣管理計画に変更いたします。また法令上、新計画は現行計画の変更計画ではなく、改正法に基づく新計画という位置づけになりますので、第 1 次というのを頭につけて、第 1 次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）といたします。

次に記載事項の修正ですが、本文の中の現行計画の名称を、必要に応じて新計画の名称に修正しております。

また、計画の名称を保護管理計画から管理計画に修正したことから、現行計画で「保護管理」としている箇所は、原則として「管理」という言葉に置き換えております。

また、資料4-2の1ページ、一番最初の頭の基本計画の部分では、改正前の特定鳥獣保護管理計画を（旧特定計画）、改正後の第二種特定鳥獣管理計画を（新特定計画）と呼ぶということとして当てはまる箇所を修正しておりますが、実はこの点につきまして、1月29日に開催されました下北半島ニホンザル対策評価科学委員会におきまして、変更前の特定鳥獣保護管理計画を「旧特定計画」ではなく「旧保護管理計画」、新しい第二種特定鳥獣管理計画を「新特定計画」ではなく「新管理計画」として整理するよう指摘があったところでございますので、本審議会で御了承いただければ、このように再修正させていただきたいと考えております。

さらに現行計画の経緯等、年表等は現行計画が最新計画となっておりますので、新計画に関わる追記を行っております。

なお、この第1次第二種特定鳥獣管理計画につきましては、平成27年1月13日から2月11日まで、県のホームページ等でパブリックコメント制度による意見募集を実施したところ、意見の提出はございませんでした。

最後に、本計画は本委員会で承認された場合、2月19日に開催される下北半島のニホンザル保護管理対策協議会で承認を受けることとなっております。

以上で説明を終わります。

（熊谷会長）

ありがとうございました。

事前の質問は資料データの確認以外は、ちょっとミスがございましたので、それ以外にはございませんでした。事務局の方で対応していただいておりますので。

ただ今、事務局から説明をいただきましたけれども、特段の意見とか質問等、ぜひお願いしたいと思います。

どうぞ。

（藤委員）

何度も申し訳ありません。参考意見程度にお聞きいただければと思うんですけども。

この下北のサルのことについては、英文とかで何か紹介とかをされたりはしているのでしょうか。

（事務局）

英語で。

(藤委員)

はい。

(事務局)

しておりません。

(藤委員)

私、ちょっと見ていて、この下北のサルについては日本の方が紹介する英文のホームページというか情報というのはほとんどない状況なんです。特に英語圏の方々が関心を持っていて、というのは、もちろんこれは北限のサルですので、青森県だけでなく、やはり人にとって、自然環境にとって非常に関心のある分野であります。

もちろん、この情報を環境生活部さんで情報すべきだと私は言っているわけではないんですけども、今後の検討課題として、何らかの形で、この管理計画も含めて英文等で準備しておいた方がよろしいのではないかと。これは観光とか教育とか普及啓発の点で非常に有益だと思っております。

これを観光として捉えるのか教育として捉えるのか管理として捉えるのか、いろんな捉え方があると思いますけれども、いずれにしても私達が想像している以上に諸外国の人達、特に英語圏の方々は関心を持っているというふうに私は理解しておりますので、今後、御検討をいただければなと思った幸いです。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

他にございませんか。

はい、どうぞ。

(針生委員)

この管理計画に基づいて、また年に何頭捕獲して、というのが出ますよね。そうすると、「可哀想なお猿さんを助けてください」と、全国から問い合わせ、そういうあれが来るんじゃないでしょうかね、毎年来ていますでしょう、きっと。

ですから、それに対する、いわゆる統一されたコメントを各市町村含めて県でも、やはり持っておいた方がいいかと思えます。

それから昨年度、津軽半島で約 35 日くらい調査したんですが、サルではないんですけども、必ずサルが出てきますよね。ものすごく増えています。なぜ増えているかということ、杉とかヒバの林の中が雪が少ないので、やっぱり増えるということなんです、下北半島はこういうぐあいに管理計画ができますけれども、津軽半島の方は、いわゆるあそこら辺

の住民は畑にネットを張って、それから1カ所ですか、電気柵を設けているところがありますけれども。それぞれに対して県としてはどういう形でもっていくのかなと、ちょっと疑問を持ちました。

この管理計画についてはこれで結構かなと思います。以上です。

(熊谷会長)

はい、コメントかな、どうだろう。答えますか。

(事務局)

下北半島につきましては、このサルが天然記念物ということでこの計画を作って、種を絶やさないように、なおかつ人との軋轢をうまい具合に調整するという形で、この管理計画に基づいて対処しております。

津軽半島の方につきましても、御指摘のとおり、かなりのサルの頭数がございます。現実的には各市町村が有害駆除という方法でサルを駆除してございます。この、駆除の方法としては3つございまして、1つは狩猟、駆除と言っていいのかあれですけども狩猟期間において捕獲するというのが狩猟による捕獲。それから有害鳥獣として捕獲するという方法。それからここにあります保護計画、もしくは管理計画に基づいて捕獲するという3つの方法があるんですが、津軽地域、岩木川流域等においては現在、各市町村が有害駆除ということで、主に人家とか畑の周りに出てくるサルの群れを捕獲しております。

サルは狩猟対象になっておりません、サルは狩猟の対象にはなっておりません。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

先ほどちょっと良く分からなかったんですが、新何とか計画をこう代えてほしいというので、ここの審議会で了解を得られれば替えるとおっしゃったところ、あそこをもう1度説明してもらえますか。どこのページなのかがちょっと分からなかったの。どこのページについておっしゃっていたのか。

(事務局)

資料4-2の朱書きがあるところでございます。そこの1ページでございます。ここの一番上の基本方針のところ、用語の整理の問題として赤のところ、「第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下、「新特定計画」という。）、と一番最初に規定してございます。そのところの4行下で、計画内容は特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」（以下「旧特定計画」という。）、新旧の計画の呼び名を、こういうふうに「新特定計画」「旧特定計画」とここで定義をして、これに基づいて以下の部分を全部直す案を作ったんですが、科学委員会の場で、ここの呼び方として、新しいこの計画を「新管理計画」、そ

して古い方の計画を「旧保護管理計画」というふうに定義した方がいいと、そうしてもらいたいという指摘がございましたので、ここは再修正。

繰り返します。新の方は「新管理計画」、旧の方は「旧保護管理計画」というふうに置き換えた方がいいという御意見をちょうだいいたしました。

(熊谷会長)

分かりました。特定という言葉が別々に言い換えてほしいということで、特定というのは、これ、どういう意味だったんですか、最初の「新特定計画」と「旧特定計画」という時の特定というのは。

(事務局)

特定鳥獣計画がありましたので。

(熊谷会長)

あつ、そちらの「特定」、分かりました。

ここの部分はどうでしょう、こう換えた方が分かりいいですね、やはり。

はい、ということで了解できると思いますけれども、言葉の変更は。

じゃあ、他にございませんでしょうか。

じゃあ、これで当該諮問案件についての質疑を終わらせていただきたいと思いますけれども。それでは諮問案件④の第1次第二次特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）案については、これを適当と認めてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

なお、答申案の作成、交付につきましては私に一任いただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。以上をもちまして諮問案件の審議を終了したいと思います。

次には報告案件、青森・岩手県境不法投棄事案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

環境保全課の西谷と申します。それでは私からは資料5に基づきまして、青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業について御報告をさせていただきます。

まず、これまでの事業実績でございますが、当事案につきましては、馬淵川水系の環境保全を目的として、汚染拡散防止を最優先とし、廃棄物と汚染土壌は全量撤去を基本とするという方針のもとに、ここに記載の特別措置法に基づきまして環境大臣の同意を得て事業に取り組んでまいりました。この間、計画策定時、2回の変更に当たりましては当環境審議会の意見を聴いて計画等の策定、変更をしております。

この事業につきましては、現場を囲む遮水壁を設置しまして、現場内の汚染水の浄化の

ために浸出水処理施設等を整備して、平成 16 年度から廃棄物と汚染土壌の撤去を行ってまいりましたが、平成 25 年 12 月 19 日で約 115 万トンの廃棄物と汚染土壌の撤去を完了したところでございます。

次に、2 番の今年度の事業の内容でございますが、(1) の現場跡地の整備でございます。現場の廃棄物の撤去を完了した後は、非常に凸凹した急傾斜地になりましたので、地盤安定のための整地を行っておりますとともに、廃棄物の撤去時に使っておりました選別施設、このような仮設の構築物の解体撤去を行ったところでございまして、解体撤去は既に終了しておりますが、跡地の整地等も含めて今年度内に完了するという事になってございます。

次に(2) の現場跡地の自然再生でございますが、平成 25 年 12 月に策定いたしました森林整備計画というものがございまして、その計画に基づいて 26、27 年度の 2 ヶ年で現場に植樹をするということにしております。今年度は 6 月 22 日に開催をいたしました県民植樹祭、企業さんの協力で行いました森づくりによりまして、現場の約 4 割に植樹を完了してございます。これにつきましては、来年度、残り 6 割を実施をして植樹は完了という見込となっております。

次(3)、現場地下水の浄化でございますが、廃棄物の撤去は完了いたしましたが、現場には汚染地下水がまだ残存してございます。この地下水につきましては平成 26 年 3 月に策定いたしました地下水浄化計画に基づきまして、現場に地下水を汲み上げるための井戸、揚水井戸と言いますが、設置をして水を汲み上げて、これまで使用しております浸出水処理施設で汚染地下水を処理するという事でございます、平成 34 年度までに浄化を完了する計画となっております。

今年度は、水を汲み上げるための揚水井戸 24 本の設置工事を行っているところでございます。

次、今後の全体スケジュールでございますが、この表に記載のとおり、跡地の整備としましては今年度で整地、解体撤去は完了しますが、残っておりますのが水処理施設の解体撤去、あるいは現場から水処理施設へ汚染した水を導水するための施設等を平成 33 から 34 年度までにかけて撤去をするという計画でございます。

自然再生につきましては、先ほど申し上げたとおり植樹は来年度までで完了しますが、植樹後は下刈りとか管理等を森林組合さんの方にしていただいで継続をするということでございます。

次に地下水の浄化ですが、今年度設置する揚水井戸によりまして、来年度から地下水の汲み上げを開始いたしまして、それによって汚染した地下水がどのように浄化が進んでいくかということモニタリングしながら、平成 28 年度において専門家の先生方からの御意見を伺いながら中間評価をして、その上で足りないものがあればさらに追加した施策を講ずるということをしなから、平成 33 年度には現場の地下水は環境基準をクリアするようなところまでもっていきたいということでございます。

次、2ページを御覧ください。現場及び周辺環境モニタリング調査の結果でございます。まず水質モニタリング、平成26年1月から12月までの結果ですが、この表に記載のとおり、現場内の地下水、これは元々廃棄物があった場所の下の地下水につきましては未だに砒素、1,4-ジオキサン、ベンゼン、鉛、ほう素等について、この記載のとおり基準超過が見られます。ただし、25年12月に廃棄物の撤去が完了しておりますので、その後は徐々に低下傾向が見られており、しばらくすれば環境基準以下を達成するだろうと見込んでおります。

なお、周辺の地下水等でございますが、これは周辺14地点でモニタリングをしておりますが、いずれの地点でも環境基準を超える値は検出されておられません。地点につきましては、最後のページに地点図を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

次、(2)の浸出水処理施設のモニタリングですが、現場で発生した汚染水、あるいは地下水は浸出水処理施設で処理をしておりますが、そこからの放流水について毎月調査をしております、いずれの項目につきましても計画処理水質を下回っております。ここで計画処理水質と言っておりますのは、この施設自体が水質汚濁防止法であるとか廃棄物処理法等の法律の規制を受けるようなものではございませんけれども、県としましては各種関係するような法律の規制値を参考として、それを目標として水質の浄化をしております、近年は計画処理水質を十分に下回った水質で放流をしております。

なお、昨年まで実施をしておりました敷地境界での有害大気汚染物質、これはベンゼン等のモニタリング、あるいは廃棄物等の運搬車両の走行ルートにおける大気汚染物質、二酸化炭素等のモニタリングとトラック等の走行に伴っての影響を見るための騒音振動モニタリングにつきましては、12月に廃棄物の撤去を完了したことによりまして、現場の作業も廃棄物の攪乱もないですし、トラックの走行もないということで、26年については実施をしていないというところでございます。

県境不法投棄事案についての御報告は以上でございます。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして質問とか御意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(針生委員)

植樹の樹種名と、それから植え方、柵目に植えているのか、それともランダムに植えているのかお知らせください。こういう自然に戻すんだったら幾何学模様でなく、将来製材品として出すんだったら幾何学模様の方がいいんですけども、いわゆる自然にするのだったらバラバラ、ランダムに植えた方がいいかと思えます。

以上です。

(事務局)

樹種につきましては、田子の山に自生している広葉樹を中心として、高木類、低木類を混ぜて植えておりますけれども、植え方につきましては格子状に均等に植えるのではなくて、自然配植という、八戸の森林組合の方で導入した、木を商売として採るのではなくて、元々の山の森に返すような植え方ということで、自然に戻すような植え方としてわりとランダムに、しかも密植というか集まっている箇所とバラバラであるとか、そういうのを織り交ぜたような植え方をさせていただきます。

(針生委員)

いずれは針葉樹と広葉樹を並列に植えていただくと、いわゆるイヌワシ、クマタカの餌場になって非常にいいんですが、これは贅沢な話かもしれませんが。

以上です。

(熊谷会長)

ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

(溝江委員)

御報告、ありがとうございました。

質問ですが、昨年10月末の報道で、地域振興エリアとして活用策を検討していたヤード跡地に、汚染水対策として汚染水を溜めておく貯留池を設置すると。そのために地下水処理が完了する2022年度まではヤード跡地が活用できないという報道があったのですが。

まず質問の1つは、その新聞報道の内容が事実なのかどうかということを確認いただきたい。

それからあと1つは、地域振興に対して大いに期待していた該当地域の田子町の皆様のそれに対する反応というか了承が得られているのかどうかということも併せてお聴かせいただきたいと思います。

(事務局)

しばらく地域振興はできないのかというお話ですけれども、これは貯留池を造る・造らないに関わらずですけれども、まずは現場の問題となっている選別ヤード跡地、8,800㎡あるんですが、そこにつきましては大きな構造物等を設置するとなるとパイルを打ったりとかしなければならぬわけですけれども、そういう工事をすると地下の岩盤まで岩着しなければならぬ大規模な工事になりますので、そうすると汚染した地下水が、せつかく現場を遮水壁で囲って、下も難透水性の岩盤ということで水が漏れない構造になっているわ

けですけれど、パイルを打つことによって汚染が拡散するおそれがあるということで、まず大規模な工事はできないということがありまして、地下水浄化が完了するまでは、地域振興の中でもそういう大きい工事はできないと。これは池を造る・造らないに関わらず、制約がかかっているということでございます。

その池を造ることについて地元の反応なんですけれども、委員がおっしゃるとおり、地元では地域振興に対する期待が非常に大きくて、そこで何かしらの地域振興に結びつくようなことがやられるのではないかと期待があったにも関わらず、県がそこに池を造ると、池を造ることによって地域振興に対する取組が中座してしまうのではないかと印象を持たれたようではございましたけれども、それにつきましては、やっぱり我々とすれば、その現場の利活用を早く検討するためにも、地下水の浄化を早く終えなければならぬと。早く終わらせれば、それだけ地域振興の利活用方策の検討に早く着手できるということもございまして、現場に池を造って、そこから水を地下に染みこませて、その染みこませた水で汚染した物質を洗い流すということですから、そういうことを田子町の方には後日、直接伺って御説明をして、その必要性については十分御理解をいただいたものと考えております。

(熊谷会長)

佐藤さん、どうぞ。

(佐藤(巧)委員)

ちょっと教えていただきたいんですけれども。揚水用の井戸があるんでしょうけれども、その深度というのは大体皆一緒の程度なのか、それとも違うのであれば、深さによって出てくる成分、検出されるものがまた別になっているものなのか。その辺、分かったら教えていただければと思います。

(事務局)

まず深度ですけれども、現場の地下水を含んだ層が、第一帯水層、第二帯水層と深さが異なり、第一帯水層が浅い方で第二帯水層が深いんですけれども、浅い方に8カ所の井戸、深い方に16カ所の井戸を掘るんですが、深さとすれば浅いもので4m程度、深いもので18m弱ぐらいになりましてバラバラなんですけれども。水のあるところを狙い撃ちしてといいますか、適切な深度のところ、水があるところに向けて設置をして汲み上げをするという計画でございます。

物質につきましては、現在我々が一番問題視しているのが1,4-ジオキサンという物質でございまして、現場の中にある物質につきましては、先ほどモニタリングで触れましたけれども、ベンゼンとかそういうものにつきましては廃棄物の撤去完了後、低下傾向が見られていますから、自然に低下して環境値以下になるだろうと見ておりますが、1,4-ジオキサン

につきましては、なかなか放っておいても低下傾向が見られないということがありますので、今回設置する揚水井戸は1,4-ジオキサンをターゲットにしております、その高濃度の地点にピンポイントで揚水井戸を設置していくことを考えております。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

まだ、これ、平成11年12月に発覚をして、ずっと、15年経って撤去が終わって、あと10年くらいやってと、8年くらいですか、やるということなので、関わった1人として、やっぱりまだあと10年近くこの問題は起きるんだと。1回環境を破壊するということが起きるんだというのをちょっと覚えておいていただければと思いますけれども。

ちょっと余計な話をしてしまいましたけれども。他に御意見はないようですので、以上で本日の議事、案件については全て終了したいと思います。

議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。

では事務局の方にお返しいたします。

(司会)

熊谷会長、委員の皆様、ありがとうございました。

閉会にありまして、林環境生活部長から挨拶を申し上げます。

(林部長)

皆様には大変熱心な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また諮問いたしました4件につきまして、基本的に御理解をいただきました。ありがとうございました。この審議の過程でいただきました御意見、御提言等につきましては、これから私ども施策を立てていく上で十分参考にしていきたいと思っております。ぜひとも皆様には、今後ともよろしく御指導をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第22回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。